

# 相談窓口

#### ▶市税相談

## 

市税に関することは、いつでも遠慮なく税務課の窓口へ相談ください。電話での相談にも応じています。

## ▶ 年金相談

## 問〉国保年金課 4923-1111

国民年金についての質問や相談に応じています。国民年金についてわからない点など気軽に相談ください。

#### ▶ 妊娠や出産、子どもに関する相談 □ 3582

#### 問)こども家庭課 こども家庭センター **₹921-1308**

専門の相談員(保健師・助産師・社会福祉士など)が、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行います。相談内容に応じて、必要な機関と連携してサポートします。

## ▶ 利用者支援事業

**ID** 17959

## 問 こども政策課 4923-1118

子育て支援コーディネーター(保育士)が、子育てに関する相談に応じ、幼稚園や保育園、地域の子育て支援サービスを円滑に利用できるように情報提供や助言などの支援を行います。

#### ▶子どもの発達に関する相談

**1** 3400

#### 問〉こども発達相談室 4923-1199

発達に心配のある子どもとその保護者の相談を受け、 関係機関との調整・連携を図り、支援を行います。

#### ▶子育で相談

**1** 3602

# 

子育て支援センターや各保育所(園)では、子どもたちが健やかに育つことを願って、保育士が子育ての悩みや心配ごとの相談に応じています。

## ▶ 母子・父子自立支援員

ID 36573

## 問 こども政策課 4923-1111

ひとり親家庭の人の自立に必要な相談や情報の提供を行っています。

#### ▶ 子どもの権利救済委員

ID 1331

#### 問 こども政策課 4923-1111

子どもの権利の侵害に対して、迅速かつ適切な救済を 図るとともに、子どもの心身の回復を支援するため、相 談または救済を求めることができます。



## 問〉生活福祉課 4923-1111

同じ身体障がい者の立場からいろいろな相談に応じ、 アドバイスを行います。

氏名	連絡先
佐藤剛	FAX 926-5542
山本 喜久枝 田中 るみこ	<b>、926-6002</b> 身体障害者福祉協会(火・水・金のみ)
古瀬 富美子	<b>\925-9420</b>
宮崎 吉弘	<b>\</b> 927-1765

#### **・聴覚障がい者相談員**

## 問〉生活福祉課 4923-1111

毎月第1・3月曜日(祝日を除く)の10時~15時に、生 活福祉課相談室で聴覚障がい者の相談に応じています。

#### 知的障がい者相談員

**1** 2636

## 

知的障がい(児)者の身近な問題について相談に応じ、 助言や必要な指導を行います。

氏名	連絡先
	<b>\090-3192-8541</b>
樋口明子	<b>\984-1955</b>
	筑紫野市「障害」児・者問題を考える会
山方 喜子	<b>\</b> 926-3055

#### ▶ 民生委員・児童委員

**1** 3619

## 問〉生活福祉課 4923-1111

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもって、地域 社会の困窮している人や、児童、高齢者、障がい者など援 助を必要としている人からの相談に応じるなど、さまざ まな活動を行っています。

# 問〉総務課 4923-1111

▶ 行政相談委員

国から委嘱された行政相談委員が、行政サービスに関 する苦情、行政の仕組みや手続きに関する問い合わせな どの相談に応じ、その解決のための助言や関係行政機関 に対する通知などを行っています。定例行政相談を毎月 第1水曜日に市役所で実施しています。

氏	名	連絡先
森﨑	信子	<b>\928-5630</b>
鎌田	小春	<b>\</b> 922-7565
奈良田	 真作	<del>_</del>

#### ▶ 弁護士による無料法律相談

**D** 2455

#### 問〉総務課 ←923-1111

金銭、不動産、相続などの日常生活の法律相談のため、 弁護士相談を無料で利用できる紹介状を交付していま

利用方法などは「広報ちくしの」や市ホームページで お知らせしています。

#### 相談場所

- 二日市法律相談センター (二日市北1丁目3-8 スパシオ・コモド2階)
- 天神法律相談センター (福岡市中央区天神3丁目4-8 天神重松ビル2階)
- 六本松法律相談センター (福岡市中央区六本松4丁目2-5 福岡県弁護士会館1階)

#### ▶ 人権擁護委員

ID 3464

## 

市長が推薦し、法務大臣から委嘱された人権擁護委員 が人権に関する相談に応じています。詳しくは、「広報ち くしの」や市ホームページでお知らせしています。

#### 「バリアフリー」ってなに?

#### 身近にあるバリアを考えてみよう

「バリアフリー」とは障がいのある人にとって、生活の中で不便に感じていることや、 障壁になっている物事をなくすことです。バリアについて学び、自分にできることを考えてみましょう。



#### 制度的なバリア

社会のルール、制度によって障がいのある人が、能力以前の段階で機会の均等を奪われているバリアがありま す。就職や試験などにおいて、障がいがあることを理由に受験や資格の付与を制限されるなどです。

#### 【具体例】

- ▶書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供などを拒まれることがある。
- ▶賃貸物件の入居を希望する障がいのある人に対して、障がいを理由とする誓約書の提出を求められることがある。

出典元:国土交通省「障害ってどこにあるの?こころと社会のバリアフリーハンドブック」 https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001707532.pdf

#### ▶ 人権相談

## 問〉各相談所など し下記参照

さまざまな人権問題に関する相談に応じています。

みんなの人権110番→福岡法務局筑紫支局4922-2881 または 40570-003-110

土・日曜日、祝日を除く8時30分~17時15分

- 定例人権相談所→人権政策・男女共同参画課\$23-1111 毎月1回実施しています。10 3889 相談日は「広報ちくしの」でお知らせしています。
- 女性の人権ホットライン→福岡法務局♣0570-070-810
- ●子どもの人権110番→福岡法務局 ■ 0120-007-110

#### ▶ 空家に関する相談

#### 問) 建築課 4923-1111

市では、空家に関するさまざまな相談に迅速に対応するため、筑紫野市シルバー人材センターおよび福岡県宅地建物取引業協会と空き家に関する協定を締結しています。

空家に関する困りごとがある場合は、気軽に相談ください。

相談先	連絡先	相談内容
建築課	<b>\923-1111</b>	空家に関すること全般
筑紫野市 シルバー人材 センター	<b>、919-7755</b> 月〜金曜日(祝日 を除く)8時30分 〜17時	空家の管理、草木の伐 採など
公益社団法人 福岡県宅地建物 取引業協会筑紫 支部	人923-8948 月、火、木、金曜日 (祝日を除く)10 時~12時、13時 ~16時	空家の売却、賃貸、リ フォーム、解体、相続 など

#### ▶ 男女共同推進センター相談

**3551** 

# 

総合相談では、夫婦・家族・仕事・生き方などの悩みについて一緒に考えます。法律相談の相談日は、「広報ちくしの」でお知らせしています。

#### 〔女性相談員による総合相談 ※予約優先〕

相談日月~金曜日(祝日、年末年始を除く)

開設時間 9時~16時30分

#### 〔女性弁護士による法律相談 ※要予約〕

相談日毎月第2・4火曜日

**開設時間** 13時~16時·1人30分

#### ▶ 女性·暴力相談

# 問 ちくし女性ホットライン ┗513-7335

主に女性に対する暴力などに悩んでいる人を対象として相談に応じています。

日 時 月·水~金曜日 12時~19時 土曜日 10時~17時

#### ▶青少年相談

D 2272

# 

青少年の非行防止と健全育成を図るため、電話やメールで青少年や保護者の悩み相談に応じています。市ホームページの相談フォームからも相談できます。

相談日月~土曜日(祝日、年末年始を除く)

開設時間 10時~18時

メール k-yantel@city.chikushino.fukuoka.jp

#### ▶消費生活相談

**1** 3613

## 

商品やサービスの契約トラブルなど消費生活についての苦情や相談を受け、一緒に考え、解決のお手伝いをする相談窓口です。相談の内容が外部に漏れることはありませんので、心配事があれば気軽に相談ください。

日 時 月~金曜日(祝日、年末年始を除く) 9時~11時45分 13時~16時30分

場 所 消費生活センター

#### ▶ 暮らしの困りごと相談

**□** 3992

# 問 保護課 4923-1111

家計(お金)の問題や仕事探しの問題など、どこに相談してよいか分からない生活全般の相談に応じています。窓口では相談支援員が一緒に考え、相談の内容によっては、適切な専門機関と連携して課題の解決に取り組むなど、一人ひとりの状況に応じたサポートをしていきます。

本人だけでなく周りの人からの相談にも応じますので、まずは相談ください。

日 時 月〜金曜日(祝日、年末年始を除く) 8時30分〜17時

#### ▶成年後見相談会

D 26160

#### 問〉生活福祉課 4923-1111

成年後見制度は、判断能力が不十分な人の財産と権利を守る制度です。市内居住の制度利用を希望する人はだれでも無料で相談できます。詳しくは、市ホームページでお知らせしています。

市ホームページ上部の検索フォームに 記事ID(本文中の ID ID 参照)を入力すると、 直接そのページに移動できます。